

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【公表番号】特表2010-503933(P2010-503933A)

【公表日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-005

【出願番号】特願2009-528505(P2009-528505)

【国際特許分類】

G 06 Q 40/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 2 4 2

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月3日(2010.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

取引カードの保有者が、発行者によって該取引カードの保有者へと発行された取引カードに適用される1又はそれ以上のサービスに登録するための、コンピュータで実行される方法であって、

取引カード保有者に相当する顧客から送られ、且つ、前記取引カード及びその発行者に関連する登録コードを、インターネットサーバシステムにより実現されるウェブサイトを介して受信するステップと、

前記登録コードの少なくとも一部に基づき、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して前記取引カードの発行者を特定するステップと、

前記登録コードを、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して前記取引カードの発行者へ送信するステップと、

前記登録コード及び前記取引カードに関連する前記発行者から送られるアカウント情報を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、

前記取引カード保有者に相当する前記顧客への配信及び該顧客による表示のために、

前記アカウント情報の少なくとも一部と、前記取引カード保有者を登録する1又はそれ以上のサービスの説明とを、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して送信するステップと、

前記アカウント情報に対応し、且つ前記取引カード保有者に相当する顧客から送られた検証値を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、

前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して、前記検証値が有効であるかどうかを判定するステップと、

前記検証値が有効であれば、前記取引カード保有者に相当する前記顧客から送られた、登録する1又はそれ以上のサービスの選択を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、を含み、

前記選択した1又はそれ以上のサービスは、前記取引カード保有者に対して発行された前記発行者提供の取引カードに適用されることを特徴とする方法。

【請求項2】

前記登録コードは、取引カードの発行者から前記保有者によって受信されたものである
、請求項1に記載のコンピュータ実行方法。

【請求項3】

前記発行者から送られる前記アカウント情報を前記登録コードから特定することはできず、

前記取引カードに関連する前記登録コードは、銀行識別番号（BIN）を除いた前記取引カードの主要アカウント番号（PAN）に対して行うハッシュアルゴリズムにより生成されたダイジェストを含み、

個々の前記取引カードは、クレジットカード又はデビットカードのいずれかである、請求項1に記載のコンピュータ実行方法。

【請求項4】

前記登録コードは、前記取引カードの前記発行者に対応する発行者コードを含む、請求項1に記載のコンピュータ実行方法。

【請求項5】

前記取引カード保有者に相当する前記顧客から送られた登録コードを受信するステップの前に、

前記取引カード保有者に相当する前記顧客から送られたアカウント設定情報を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップをさらに含む、請求項1に記載のコンピュータ実行方法。

【請求項6】

前記アカウント情報はアカウント識別子を含む、請求項1に記載のコンピュータ実行方法。

【請求項7】

前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトが受信するアカウント情報は暗号化形式である、請求項1に記載のコンピュータ実行方法。

【請求項8】

前記取引カード保有者に相当する前記顧客へ配信され、かつ、該顧客により表示される前記アカウント情報の少なくとも一部は、前記アカウント情報が表示されるのを防ぐために隠される、請求項1に記載のコンピュータ実行方法。

【請求項9】

前記検証値は、前記取引カード検証値（CVV）である、請求項1に記載のコンピュータ実行方法。

【請求項10】

取引カードの保有者が、発行者によって該取引カードの保有者へと発行された取引カードに適用される1又はそれ以上のサービスに登録するためのコンピュータ実行される方法であって、

取引カード保有者に相当する顧客から送られ、且つ、前記取引カード及びその発行者に関連する登録コードを、インターネットサーバシステムにより実現されるウェブサイトを介して受信するステップと、

前記登録コードの少なくとも一部に基づき、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して前記取引カードの発行者を特定するステップと、

前記登録コードを、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して前記取引カードの発行者へ送信するステップと、

前記登録コード及び前記取引カードに関連する、前記発行者から送られるアカウント情報を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、

前記取引カード保有者に相当する前記顧客への配信及び該顧客による表示のために、

前記アカウント情報の少なくとも一部と、前記取引カード保有者を登録する1又はそれ以上のサービスの説明とを、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して送信するステップと、

前記アカウント情報に対応し、且つ前記取引カード保有者に相当する顧客から送られた検証値を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、

前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して、前記検証値が有効であるかどうかを判定するステップと、

前記検証値が有効であれば、前記取引カード保有者に相当する前記顧客から送られた、登録する1又はそれ以上のサービスの選択を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、を含み、

前記選択した1又はそれ以上のサービスは、前記取引カード保有者に対して発行された前記発行者提供の取引カードに適用される、方法

をインターネットサーバシステムによる実行時に行うための命令を含んだ、コンピュータ読み取り可能な不揮発性記録媒体。

【請求項 11】

取引カードの保有者が、発行者によって該取引カードの保有者へと発行された取引カードに適用される1又はそれ以上のサービスに登録するための、コンピュータで実行される方法であって、

取引カード保有者に相当する顧客から送られたアカウント設定情報を、インターネットサーバシステムにより実現されるウェブサイトを介して受信するステップと、

取引カード保有者に相当する顧客から送られた登録コードであって、前記取引カード及びその発行者と関連し、かつ、銀行識別番号（BIN）を除いた前記取引カードの主要アカウント番号（PAN）に対して行うハッシュアルゴリズムにより作成されるダイジェスト、及び前記取引カードの発行者に対応する発行者コードを含む当該登録コードを、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、

前記登録コードの少なくとも一部に基づき、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して前記取引カードの発行者を特定するステップと、

前記登録コードを、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して前記取引カードの発行者へ送信するステップと、

前記発行者から送られたアカウント情報であって、

前記登録コード及び前記取引カードに関連し、

前記登録コードから特定されず、

アカウント識別子を含み、そして、

暗号化形式である、

当該アカウント情報を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、

前記取引カード保有者に相当する前記顧客への配信及び該顧客による表示のために、

前記アカウント情報の少なくとも一部と、前記取引カード保有者を登録する1又はそれ以上のサービスの説明とを、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して送信するステップと、

前記取引カード保有者に相当する顧客から送られた前記アカウント情報に対応する前記取引カードのための取引カード検証値（CVV）を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、

前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して、前記検証値が有効であるかどうかを判定するステップと、

前記検証値が有効であれば、前記取引カード保有者に相当する前記顧客から送られた、登録する1又はそれ以上のサービスの選択を、前記インターネットサーバシステムにより実現される前記ウェブサイトを介して受信するステップと、を含み、

前記選択した1又はそれ以上のサービスは、前記取引カード保有者に対して発行されるとともにその各々に前記登録コードも関連する、前記発行者提供の前記取引カードに適用されることを特徴とする方法。

【請求項 1 2】

発行者が発行した取引カードを発行者に依存せずに登録するための方法であって、
前記取引カードを保有する取引カード保有者に相当する顧客から、アカウント設定情報
と、前記取引カード及びその発行者に関連する登録コードとを受信するステップと、
コンピュータシステムにより、前記登録コードの少なくとも一部に基づき、前記取引カ
ードの発行者を特定するステップと、
前記コンピュータシステムにより、前記登録コードを前記取引カードの発行者へ送信す
るステップと、
前記発行者から送られ、且つ、前記登録コード及び前記取引カードに関連するアカウン
ト情報を受信するステップと、
前記取引カード保有者に相当する前記顧客への配信及び該顧客による表示のために、
前記アカウント情報の少なくとも一部と、前記取引カード保有者を登録する1又はそれ以
上のサービスの説明とを送信するステップと、
前記取引カード保有者に相当する顧客から送られた前記アカウント情報に対応する検証
値を受信するステップと、
前記検証値が有効であるかどうかを判定するステップと、
前記検証値が有効であれば、
前記取引カード保有者に相当する顧客から送られた、前記取引カード保有者に対し
て発行された前記発行者提供の複数の取引カードに適用される登録すべき1又はそれ以
上のサービスの選択を受信するステップと、を備え、
前記複数のステップの各々はソフトウェアを実行するハードウェアによって行われる、
方法。

【請求項 1 3】

前記登録コードは、個々の前記取引カードの前記発行者により生成される、請求項12
に記載の方法。

【請求項 1 4】

前記発行者から送られる前記アカウント情報を前記登録コードから特定することはでき
ない、請求項12に記載の方法。

【請求項 1 5】

前記登録コードは、前記取引カードの前記発行者に対応する発行者コードを含む、請求
項12に記載の方法。

【請求項 1 6】

前記アカウント情報が、暗号化形式である、請求項12に記載の方法。

【請求項 1 7】

前記取引カード保有者に相当する前記顧客へ配信され、該顧客が表示する前記アカウン
ト情報の少なくとも一部は、前記アカウント情報が表示されるのを防ぐために隠される、
請求項12に記載の方法。

【請求項 1 8】

前記検証値は取引カード検証値(CVV)である、請求項12に記載の方法。

【請求項 1 9】

前記登録コードは、前記アカウント情報に基づいて生成される、請求項12に記載の方
法。

【請求項 2 0】

個々の前記取引カードは、クレジットカード又はデビットカードのいずれかであり、
前記アカウント情報はアカウント識別子を含み、

前記登録コードは、

前記アカウント識別子の一部を抽出し、

前記アカウント識別子の前記一部を使用してダイジェストを作成し、

前記ダイジェストを暗号化し、そして、

前記ダイジェストを使用して前記登録コードを生成することにより作られる、請求項

1 2 に記載の方法。

【請求項 2 1】

前記取引カードに関連する前記登録コードは、銀行識別番号（B I N）を除いた前記取引カードの主要アカウント番号（P A N）に対して行うハッシュアルゴリズムにより作成されたダイジェストに含まれる、請求項 1 2 に記載の方法。